

作成年月日	平成 28 年 12 月 15 日
作成部局 課室名	企画県民部企画財政局 財 政 課

財 第 1 3 9 1 号
平成 28 年 12 月 15 日

各 部 局 長 様

企 画 県 民 部 長

平成 29 年度の予算編成について

本県経済は、円高の進行や新興国経済の減速により企業の生産活動が横ばいで推移し、個人消費に足踏みがみられるものの、基調としては緩やかに持ち直しています。しかし、英国のEU離脱交渉や米国の次期大統領の政策動向、不安定な資源価格など世界情勢の不透明感が高まっています。

国は、平成29年度予算編成の基本方針において、「経済・財政再生計画」の2年目にあたり歳出改革等を着実に実行することとしています。地方財政に対しては、地方一般財源総額を平成30年度まで実質的に平成27年度と同水準に据え置くとともに、国の取り組みと基調を合わせた見直しを求めるとしています。社会保障関係費の自然増などを考慮すると、引き続き厳しい財政環境が見込まれます。

今回、取りまとめた「最終2カ年行革プラン(第一次案)」の財政収支見通しでは、現時点では、目標とする平成30年度に収支均衡を達成する見込みですが、税収の動向によっては予断を許さない状況です。

一方、東京一極集中が加速するなか、活力と魅力あふれる兵庫を築いていくことが求められています。このため、今年度スタートをきった「兵庫県地域創生戦略」の一層の推進が必要です。2年後の平成30年度には、県政150周年の節目も迎えます。県民ニーズや時代の潮流を的確に捉えた施策を積極的に展開していく必要があります。

各部局におかれては、国の政策動向や地方財政対策に十分に留意のうえ、下記の方針に基づき、選択と集中を基本に、予算要求するようお願いいたします。

記

I 本県の財政環境

(国の経済・財政動向)

我が国経済は、企業収益、雇用・所得環境といったファンダメンタルズは引き続き良好であるが、消費や設備投資に力強さを欠いた状況が続いている。

このような中で、国は、GDP600兆円経済の実現と2020年度(平成32年度)の財政健全化という目標達成を目指して、「経済・財政再生計画」における歳入・歳出両面の取組を進めることとしている。集中改革期間の2年目となる平成29年度は、国と地方を通じたボトムアップの改革を加速することとされている。

平成29年度の国の一般会計予算概算要求額は101.4兆円にのぼり、3年連続で100兆円を上回っている。引き続き国債費の増加に加え、社会保障関係費の自然増が財政を圧迫している状況にあることから、その他の政策的経費の大幅な削減は避けられない見通しとなっており、地方財政に及ぼす影響が懸念される。

(本県の経済状況)

本県経済は、直近では円安傾向にあるものの、年初からの円高の進行等により製造業の生産活動が横ばいで推移しているほか、個人消費は百貨店・スーパーの売上高などに弱い動きが見られる。他方、設備投資は持ち直しており、雇用・所得環境も改善するなど、基調としては緩やかに回復している。

こうした環境下で、企業の業況判断は、足下は改善しているが、英国のEU離脱交渉、米国の次期大統領の決定など不透明な世界情勢のなか、先行きは悪化すると見込まれている。

(本県の財政環境)

本県経済は緩やかに回復しているものの、地方財政全体では、地方一般財源総額が平成30年度まで実質的に平成27年度と同水準に据え置かれることから、社会保障関係費の自然増はもとより、新規需要や震災関連公債費の償還を考慮すると、平成29年度の財政環境は、現状より好転することを期待することは難しい。

本県の財政運営にとって、平成29年度の国の予算編成や地方財政対策の動向を十分注視していく必要がある。

Ⅱ 平成29年度予算編成の基本方針

(基本的な考え方)

最終2カ年行革プラン(第一次案)を踏まえ、行財政全般にわたる改革を着実に推進するとともに、「選択と集中」による施策の重点化を図ることにより、厳しい財政環境にあって、限られた財源を有効に活用し、県民ニーズに的確に応えることのできる予算を編成する。

あわせて、地方分権の視点に基づき、国の政策動向等を十分注視し、本県予算に適切に反映する。

(予算編成の基本方針)

- ① 最終2カ年行革プラン(第一次案)を基本に「選択と集中」を徹底し、行財政構造改革を着実に推進すること。

[行財政構造改革の視点]

- ア 時代の変化への的確な対応
- イ 国と地方、県と市町の役割分担
- ウ 参画と協働の推進
- エ 効率的な県政運営の推進
- オ 個人給付や行政サービスの受益と負担の適正化
- カ 公共施設等の計画的、効率的な管理、整備
- キ 自主財源の確保等

- ② 兵庫の未来づくりに向け、「安全安心の確保」、「県民の活躍促進」、「産業の活力増進」、「交流の拡大」を最重点課題とし、時代の潮流を見定め、新たな課題に対応する施策に積極的に取り組むこと。

[重点施策体系]

1 安全安心の確保	
(1) 暮らしの安心確保	①高齢者の24時間見守り体制の確立 ②地域医療の確保 ③「健康寿命」の延伸
(2) 防災・減災対策の推進	①南海トラフ地震対策の推進 ②風水害対策の推進
2 県民の活躍促進	
(1) すべての県民が活躍できる環境の整備	①子育て環境の充実 ②ワークライフバランスの推進 ③文化・スポーツの振興
(2) ふるさと人材の確保	①次代を担う人づくり ②若者の県内就職支援 ③空き家活用による移住促進
3 産業の活力増進	
(1) 産業の活性化	①次世代産業の育成 ②内外企業の立地促進 ③「平成の御食国」の実現
(2) 環境・エネルギー対策の推進	①豊かな自然の再生 ②エネルギー対策の推進
4 交流の拡大	
(1) 地域の賑わいの創出	①地域の魅力向上 ②交流人口の拡大 ③県政150周年への対応
(2) 交流基盤の整備	①基幹道路ネットワークの整備 ②港湾の利活用の推進

③ 地方創生や社会保障と税の一体改革の推進、経済・財政再生計画に基づく歳出改革など、国の政策や地方財政対策について十分注視し、県予算へ適切に反映すること

⑤ 災害対策などの緊急的な対策を除き通年予算を編成すること

Ⅲ 予算要求基準

最終2カ年行革プラン(第一次案)で試算した平成30年度までの財政フレームに基づき、平成29年度の予算要求枠を次のとおり設定する。

なお、要求時点で詳細が不明な国における制度改正や事業の見直しについては、予算編成過程で対応する。

[予算要求枠]

1 一般事業枠(行政経費)

- ①施設維持費：平成28年度当初予算充当一般財源額の100%の範囲内
- ②経常的経費：平成28年度当初予算充当一般財源額の90%の範囲内
- ③政策的経費：平成28年度当初予算充当一般財源額の90%の範囲内
- ④指定経費：平成28年度当初予算充当一般財源額の100%の範囲内

なお、経常的経費及び政策的経費の10%削減額の1/2相当額を、新規事業の財源として活用する。

2 個別事業枠 最終2カ年行革プラン(第一次案)を踏まえた所要額 (対象経費)

人件費、公債費、税交付金・還付金、債務負担行為設定事業、法令等に基づく義務的経費、最終2カ年行革プラン(第一次案)に個別に掲げる事務事業、特別会計等への繰出金、全額国庫・特定財源事業、その他指定事業

3 投資事業枠

(1) 普通建設事業費

最終2カ年行革プラン(第一次案)における投資フレームの範囲内

(2) 災害復旧事業 所要額

4 東日本大震災等被災地支援 所要額

5 新規枠

(1) 地域創生枠

- ・対象事業 ①兵庫県地域創生戦略の推進を図るための新規・拡充事業
②県政150周年記念関連の先行ソフト事業
- ・配分額 総額30億円(地域創生交付金含む)の範囲内で配分する額

(2) 通常枠

- ・対象事業 地域創生枠の対象外となる新規・拡充事業
- ・配分額 総額30億円の範囲内で配分する額

IV 各分野における基本的な留意事項

1. 行政経費

(1) 政策的経費・新規事業等

- ① 時代の変化や国の制度改正、事業の必要性、県と市町・民間との役割、費用対効果、受益と負担の適正化等の観点から見直しを行うこと。
- ② 人口減少や少子高齢化対策、経済雇用対策、地域の活性化など喫緊の課題を的確に見極めること。
- ③ 業務執行方法の一層の簡素化・効率化を図るため、県民の多様な参画と協働の取り組みや民間活力の活用すること。
- ④ 地域創生関連事業については、K P I の達成状況を検証のうえ、効果的な事業に取り組むこと。
- ⑤ 補助金の補助率については、高率補助とならないよう 1/2 を基本に、事業内容等を勘案のうえ、適切に設定すること。また、補助対象事業の成果を適宜フォローアップすること。
- ⑥ 市町・各種団体への県単独補助金の定額化、申請・実績報告書類の縮減に引き続き取り組むこと。

(見直しの視点)

1 事業水準の適正化

- ① 人口減少・少子高齢化などの時代の変化等を踏まえ、制度や施策、事業内容について見直し
- ② 国制度の充実に伴い本県の独自措置の必要性が低下した事業について、廃止又は縮減を含めて検討
- ③ 他の地方公共団体の事業実施水準と比べ、著しく均衡を逸している事業について、他団体の水準を基本に検討
- ④ 本県独自に措置している事業について、その必要性を十分検討のうえ、地方財政措置の水準まで本県事業水準を抑制

2 市町との役割の明確化

- ① 市町に対する先導、奨励的な補助金のうち、先導性の低下、所期の目的達成、国の制度改正等による代替措置が講じられたものについて、廃止又は縮小
- ② 政令市、中核市など市町への権限移譲による機能強化に伴う事業の見直し
- ③ 市町に対する地方財政措置の活用を踏まえた、事業の補助対象・補助率等を見直し
- ④ 広域的な連携や効率的な事業執行、県民の利便性向上を図るため、市町との共同・連携等を推進

3 民間等との役割の明確化

- ① 地域団体やNPO、ボランティアグループ等の活動分野の拡大を踏まえ、県主催の大会、フォーラムなど、民間の自主的、主体的な活動に委ねるべき事業は廃止・縮小するとともに、多様な分野において参画と協働の取組を推進
- ② 先導性の低下、所期の目的達成、国の制度改正等による代替措置が講じられたものについて、廃止又は補助率、補助単価等の見直し
- ③ 民間のアイデアやノウハウを活用し、より効果的な事業展開を図るため、民間等との共同事業を推進

4 給付と負担の適正化

- ① 特定の個人に対する給付等について、関連制度等との均衡を考慮し、給付対象者を見直すとともに給付と負担を適正化
- ② 県民を対象とした講座、セミナー等で、民間の類似事業と比べ、負担が不均衡となっているものについて、受益者負担を適正化

5 効率的な事業の推進

- ① 事業実施に係るトータルコストとその効果の比較・検証等を通じて、最小の費用で最大の効果を図る。
- ② アウトソーシングの推進やICTの活用等により、行政サービスのコスト削減とサービス内容の質の向上を図る。

6 外部資金の確保

試験研究機関等の試験研究費について、受託研究等の積極的獲得により研究費総額を確保

(2) 施設等維持費

① 庁舎、公的施設等の施設維持費

複数業務一括契約、長期継続契約の導入などの契約の工夫、保守点検・清掃・警備等の委託契約仕様の見直し、都市公園の管理水準の見直し、電力・ガス契約の競争入札化、太陽光発電の活用などを進めること。

② 庁内情報システム

特定業者に依存しない標準化システムの導入、システムの統合・連携、業務の見直しなど業務・システムの一体的な見直しを進めること。

また、外部のデータセンターを活用するシステムのクラウド化を進めること。

(3) その他の留意事項

① 財産の適正管理

公用車等の物品や河川敷・廃線敷など県有財産について、適正管理に努めること。
特に、不法占用等されている土地については、撤去指導や売却など解消に向けた取り組みを進めること。

② 全庁的な共通事務の見直し

I C Tの活用や仕事量の縮減、省エネルギー対策の導入、県独自の障害者就労施設等からの優先発注制度の積極的な活用を図ること。

職員提案による全庁的な事務改善や特に効果的な部局固有の事務改善については、新行政課で取りまとめのうえ予算要求すること。

③ 事務事業数

事務事業の廃止・統合を行い、事務事業数を平成 28 年度事業数から、5%以上削減すること。

④ 事務事業評価調書

事業費 5 百万円以上の政策的事業については、事業効果の検証を行なうため、評価調書に基づき適正に自己評価すること。

また、事業目的の達成度を示す指標の設定にあたっては、「兵庫県地域創生戦略」に掲げる K P I や全県ビジョン推進方策フォローアップ指標等との整合に努めること。

2 投資事業

(1) 社会基盤施設の整備推進

① 「ひょうご社会基盤整備基本計画」のもと、「津波・地震対策」、「風水害・土砂災害対策」、「ミッシングリンクの解消」への対応など、県民生活を支え県土の発展に欠かせない社会基盤について、年次計画に基づき計画的に推進すること。

② 「備える」、「支える」、「つなぐ」の視点のもと、緊急かつ重要な事業への更なる重点化を推進すること。

③ 国の政策動向に十分注視しながら、計画的に整備が推進できるよう国庫支出金など財源確保に努めること。また、国直轄事業負担金については、事業の緊急性・必要性を精査のうえ、緊急性の高い事業を積極的に国に求めること。

(2) 公共施設等の老朽化対策の推進

「兵庫県公共施設等総合管理計画(仮称)」に基づき、施設総量の適正化に取り組むこと。また、長期的な視点にたつて、財政負担の軽減・平準化を図る老朽化対策を推進すること。

3 組織

(1) 本庁組織

- ① 現行の5部体制のもと、時代の変化に伴う多様な政策課題に対して、総合的かつ機動的に施策展開を図ることのできる体制を検討すること。
- ② 班制については、柔軟な人員配置や業務間連携により課題対応力を高める観点から、適宜、見直しを図ること。

(2) 地方機関

- ① 地域の施策課題に対し総合的機能を発揮するため、現地解決型の総合事務所として、7県民局3県民センター体制を維持すること。
- ② 地域の特色を生かした施策の推進、効果的・効率的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等の観点から、執行体制の見直しを図ること。

(3) 臨時的・時限的な組織の活用

臨時的、時限的な行政課題には、期間を限って設置する組織（タスクフォース）を活用すること。毎年度、必要性を検証するとともに、期限が到来したタスクフォースについては、原則廃止すること。

(4) 本部体制等

必要性の低下した本部は廃止すること。また、附属機関等については、新設の抑制、統廃合の推進、運営の合理化を図ること。

(5) 公社等

別記「7 公社等」に基づき取り組むこと。

4 定員

- ① 平成30年度までの間に一般行政部門の職員数を概ね3割程度削減する目標のもと、平成28年度までの削減実績（△26.8%）を踏まえ、平成29～30年度で残りの約3%の削減を行うこと。
- ② 超過勤務のより一層の縮減に向けた取組みを進めること。
- ③ 執行方法など検討を行ったうえで、やむを得ず増員が必要となる場合においても、原則として、各部局内でスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、再配置により対応すること。

(見直しの視点)

- ア 上記記載の徹底した組織の見直し
 - イ 事務事業の徹底した廃止、縮小、整理及び業務執行方法の抜本的見直し
 - ウ 内部事務の執行や決裁手続きなど仕事の進め方の改善
 - エ 外郭団体への派遣職員の見直し
 - オ 各種団体、NPO、NGO等との協働及び民間委託の推進
 - カ 市町への権限移譲や市町との重複事業等の廃止、事務の共同処理の推進
 - キ 本庁から地方機関への権限移譲、地方機関の権限の本庁への集約など、本庁・地方機関の役割分担の見直しによる事務の効率化
 - ク 指定管理者の公募などによる公的施設の管理運営の効率化
 - ケ 試験研究機関の研究課題の厳選による業務縮減、執行体制の効率化
 - コ 技術職の事務職分野への配置等、弾力的・効率的な人員配置
 - サ 現職職員に替えたOB職員等の活用
- 特に、OB職員については、技術やノウハウの継承と効率的な業務執行体制の確立の観点から、再任用等による積極的な活用を図ること。

5 公的施設

(1) 施設の有効活用と老朽化対策の計画的実施

施設の活用状況（空き施設の状況、団体入居状況等）を踏まえ、効率的・効果的な施設の活用を推進すること。また、長期的な視点から老朽化対策を計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化に努めること。

(2) 指定管理者制度の推進

サービス水準の向上とコスト縮減を図るため、直営施設への指定管理者制度の導入を促進すること。また、民間事業者のノウハウを活用するため、公募による指定管理者の選定を行うなど、効率的で質の高い施設運営を図ること。

(3) 運営の合理化・効率化

施設の人件費、運営費に加え、整備費を含めたトータルコスト分析や利用状況などを勘案して実施する施設ごとの管理運営評価に基づき、委託内容の見直し、経費の削減など運営の合理化・効率化を図ること。

6 試験研究機関

- ① 大学や民間企業との連携を図りながら、県民等のニーズに直結する実用性の高い研究や成果普及等の業務に重点化を図ること。

- ② 限られた研究資源のより効果的な活用を図るため、組織の機能再編や外部人材の活用、産学官連携による共同研究などにより、弾力的な運営体制とすること。
- ③ 外部資金の積極的獲得等による機動的な研究活動に取り組むとともに、評価システムの推進など、効率的・効果的な経営手法の拡充を図ること

7 公社等

(1) 組織・人員体制の見直し

事務事業の見直し及び事務執行の効率化により組織・人員体制を見直すこと。また、専門的な知識・技能を有する人材としてOB職員の活用を図ること。

(削減の目標)

① 県派遣職員：平成29～30年度において概ね2%削減

② プロパー職員：一般行政類似部門従事職員について、県の一般行政部門に準じ引き続き適正な職員数の管理に取り組むこと

すでにこの目標を達成している団体においても、改革期間にとらわれることなく、引き続き見直しに取り組むこと。

(2) 給与の見直し

役員報酬や職員給与については、引き続き県に準じた見直しを実施すること。収益部門を有する団体については、採算性を確保する観点から必要に応じて見直しを検討すること。

(3) 県の財政支出等の見直し

県から公社等に対して行われる委託事業や補助事業等については、必要性の検証や執行の効率化等を図り、一層の削減に努めること。

(4) 市町の類似機関との共同・連携等の推進

県民の利便性向上、効率的な事業執行を図るため、市町との共同・連携等を推進すること。

(5) 収支改善に向けた取り組み

自立的な団体運営に向け、経費の削減、収入確保策の強化など、経営改善を徹底すること。

(6) 資金運用の適正化

各団体の資金運用方針に基づき、安全かつ有利な運用に努めること。

8 公営企業

(1) 企業庁

「新・企業庁経営ビジョン」及び「最終2カ年行革プラン(第一次案)」に基づき、健全経営のもと改革の取り組みを着実に推進すること。

① 地域整備事業

土地需要の動向を的確に把握しながら分譲戦略を策定し、各地区の特性、優位性を生かすとともに、民間ノウハウの導入を積極的に進め、分譲目標の達成に向け、企業立地や宅地分譲の促進に努めること。

また、事業進捗を調整している用地等の利活用を総合的に検討するとともに、工事コスト等費用の抑制により経営の健全性を確保すること。

② 水道用水供給事業・工業用水道事業

料金収入の確保、工事コスト等費用の抑制により、黒字経営の継続及び企業債残高の削減に取り組み、経営の健全性を維持すること。

また、アセットマネジメント推進計画に基づく老朽施設の計画的更新を推進し、安心・安全な水の安定的供給を図ること。

③ 企業資産運用事業

再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度を活用した太陽光発電事業について、安定的な運営を図ること。

④ 地域創生事業（仮称）

地域創生を推進する観点から、地元市町の協力を得て行なう産業立地事業や健康福祉、都市再生などの事業展開を積極的に進めること。

また、事業の推進にあたっては、将来の経営の健全性を確保するとともに、事業ごとの収支を明らかにすること。

(2) 病院局

「病院構造改革推進方策」（平成26～30年度）及び「最終2カ年行革プラン(第一次案)」に基づき、早期の経営安定化に向けた改革の取り組みを着実に推進すること。

① 経営改革の推進

病院事業全体での早期の収支均衡を目指し、移転建替に伴い一時的に収支が悪化した病院について早期に経営の安定化を図ること。

地域医療連携の推進や診療報酬改定への迅速な対応など経営改革に積極的に取り組むこと。

② 計画的な投資の実施

県立病院の機能である高度専門医療等を安定的に提供するため、資金収支の状況等も踏まえつつ、計画的に建替整備・医療機器の充実を図ること。

③ 運営体制・基盤の確立

新病院の整備状況や診療機能の高度化、診療報酬等に応じた職員の適正配置に努めること。

病院運営の一層の効率化を図るため、医療サービスの水準の維持・向上に配慮しつつ、定員・給与の見直しを進めるなど、職員給与費比率の改善に努めること。

「新県立病院改革プラン（仮称）」の終期である平成32年度までは、地方公営企業法の全部適用を維持しつつ、地方独立行政法人制度適用の是非について、他団体の動向を注視しながら引き続き検討すること。

9 長期保有土地対策

先行取得用地を含む長期保有土地について、庁内・公社等での利活用、民間への売却、市町と連携した利活用等を積極的に推進すること。

また、先行取得債の償還期限が到来する用地や土地開発公社が保有する用地は、財政状況を勘案のうえ、有利な県債等を活用し計画的な取得に努めること。

10 歳入の確保

(1) 県税

① 今後の経済動向、税制改正及び地方財政計画等を総合的に勘案して的確に見積ること。

② 徴収歩合について、全国平均を上回るよう徴収強化を図ること。

引き続き、搜索やタイヤロック装着等による差押の強化、インターネット公売、不正軽油対策の一層の推進など徴収方法や徴収体制の充実・強化を図ること。

③ 収入未済額の縮減に向け、一層の税収確保対策に取り組むこと。

(具体的な取り組み例)

クレジット収納、コンビニ収納、P a y - e a s y (ペイジー)に対応したインターネットバンキング、ATMなど各種納税手法を周知

④ 平成30年度からの個人住民税の特別徴収義務者の一斉指定に向け、市町と連携した事業所への指定予告、関係団体への周知・理解促進の徹底に取り組むこと。

⑤ 法人県民税超過課税、法人事業税超過課税及び県民緑税については、導入趣旨を踏まえ、効果的・効率的に活用すること。

(2) 地方交付税、地方譲与税

地方財政計画を適切に踏まえ、的確に見積ること。その際、普通交付税については、国の指示伸び等を十分踏まえること。

(3) 国庫支出金

- ① 事業の必要性、緊急性、効果等を総合的に勘案しつつ、積極的な活用を図ること。
- ② 公共事業については、計画的な事業の推進を図るために必要な国庫支出金の確保に努めること。
- ③ 地方に超過負担が生じている場合については、国に是正を求めること。併せて、新たな制度の創設・改正に伴い超過負担が生じないように、国に対し要請すること。

(4) 県債

- ① 発行額については、原則として、行革フレームに基づく額とすること。また、後年度の財政負担が少ない交付税措置のある有利な起債の活用を図るなど、実質公債費比率、将来負担比率の改善に努めること。
- ② 中長期的な公債費負担の軽減を視野に入れながら、発行年限の多様化、投資家の需要に対応した弾力的な発行、発行コスト抑制のための競争原理の導入など有利な条件での発行に努めること。
- ③ 銀行等引受債の発行にあたっては、地元金融機関の運用ニーズを踏まえること。
- ④ 兵庫県債の市場評価を高めるためのIR活動に努めること。

(5) 資金運用

今後の基金残高の推計や市場環境を踏まえつつ、流動性の向上にも配慮しながら、安全かつ有利な資金運用を行なうこと。

(6) 使用料・手数料

- ① 県民の利便性の向上と利用の促進、施設の有効活用を図る点から、料金体系の見直しを図ること。
- ② 県民負担の公平性の確保や、他の類似施設との均衡、国の動向等も勘案して、その適正化に努めること。
- ③ 特定の者に受益が生じている場合は、新たな使用料・手数料の設定を検討すること。

(7) 財産収入等

- ① 未利用の財産及び施設の移転新設や統廃合によって生じる遊休資産等のうち公共利用が見込めないものについては、計画的かつ積極的に売却すること。
- ② ネーミングライツの設定や広告掲載、インターネットオークションへの不要物品の出品、自動販売機設置の公募、太陽光発電による余剰電力の売電など、施設の維持運営等のための財源確保に努めること。
- ③ 県内外からの応援によるふるさとづくりを推進するため、ふるさとひょうご寄附

金制度の一層の充実に取り組むこと。

(8) 滞納債権の回収強化

債権管理推進本部で指定している特定債権について、収入未済額の縮減に向け、早期の納付や分割納付など償還指導に強力に取り組むこと。

新たな滞納が発生しないよう徴収対策を強化すること。

11 県民局・県民センター予算

多様性豊かな地域を擁する兵庫ならではの地域創生の推進、元気なふるさと兵庫づくりを進めていくため、ふるさと創生推進費及び予算措置要求を活用すること。

(1) ふるさと創生推進費：17.5億円（特別枠5億円・県民局枠12.5億円）

- ① 県民局・県民センターが策定した地域創生戦略に基づく施策を、地域の実情に応じて機動的・積極的に展開すること。
- ② 事業実施にあたっては、市町・民間との役割分担等を十分踏まえること。
- ③ 特別枠については、当該年度における特徴的な事業で、その効果が全県に及ぶ事業などを対象に配分することから、積極的に検討すること。

(2) 予算措置要求

以下に該当する事業については、本庁所管課を通じて予算措置要求すること。

- ① 全県的な課題に対応するための新たな事業、又は、当該課題に関連する既存事業を組み替える事業
- ② 本庁の既存事業の中で、実施方法の改善等を行うことにより事業効果が高まる事業

12 インセンティブの積極的な活用

(1) 予算節約インセンティブ制度の推進

予算の使い切り意識を是正し、予算執行段階での工夫改善を進めるため、委託仕様書や契約、事業実施方法の見直しなどの予算執行方法の見直しや数量の見直しなどの節約等による歳出節約額(一般財源ベース)の全額については、翌年度の予算に追加配分するので、積極的に活用すること。

(2) 歳入インセンティブ制度

ネーミングライツや広告掲載による収入については 1/2 を、インターネットオークション出品による不要物品の売却等に伴う収入については 2/3 (物品提供部局・出納局で折半) を、収入年度(収入年度に執行が困難な場合は翌年度)の予算に追加配分する

ので、積極的に活用すること。

13 その他

(1) 情報システム関係の要求

情報システム関係の構築費・保守料等については、予め情報企画課による経費の精査を経た上で提出すること。

(2) 適正な経理事務の執行

適正な経理事務処理を推進するため、下記の実施の徹底を図ること。

- ① 計画的な予算施行（予算の確保、執行計画の策定）
- ② 予算流用手順の周知
- ③ 予算節約意識の醸成
- ④ 予算繰越制度の活用
- ⑤ 国庫補助事業と県単独事業の区分経理

V 予算編成作業の見直し

新規・拡充事業を重点的に検討できるよう、政策的経費以外の一般事業枠経費の査定作業については、部局による予算配分を基本に、増減を中心とした要求内容の確認に止めることとする。

VI 提出期限

別途通知する日